「除草・伐採・浚渫作業（山科竹鼻緯１５号線)」仕様書

（担当：川端、山口　Tel075-591-0013）

１　件名

除草・伐採・浚渫作業（山科竹鼻緯１５号線）

２　目的及び概要

本市が管理する山科竹鼻緯１５号線の除草・伐採・浚渫作業を実施するものである。

３　期間

令和８年１２月２５日まで

４　場所

京都市山科区竹鼻立原町　地内

５　範囲

【別紙１】箇所図【別紙２】現況写真参照

６　見積項目

・除草・伐採・浚渫作業（処分含む）

※浚渫はバキュームではなく、人力等で行うこと。

７　支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

○　伐採は除根不要で地際で切断すること。

○　本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。

○　散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。

○　作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。

○　作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。

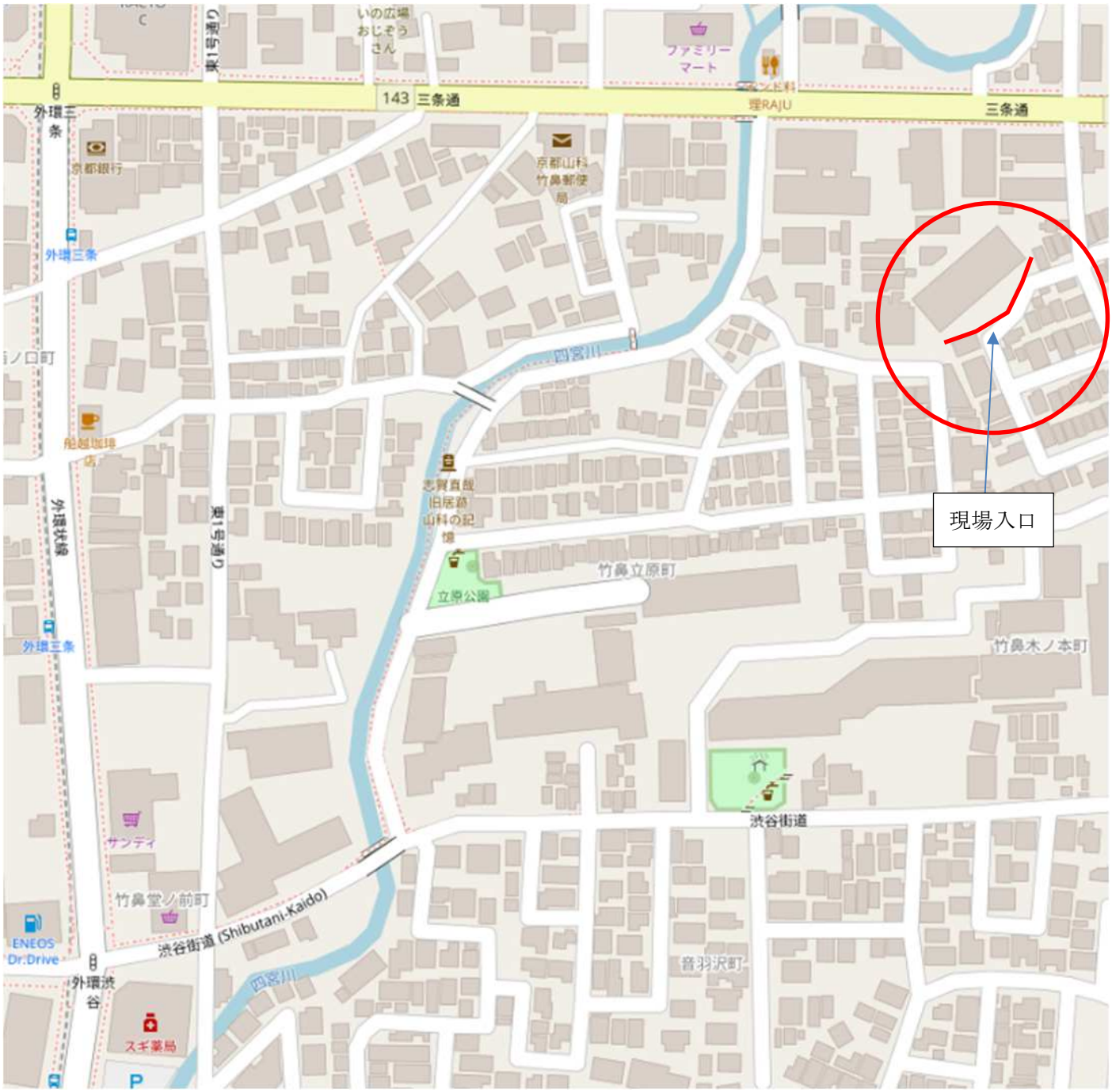
○　作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。

○　作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

○　受注者による道路使用手続きは不要。

別紙１

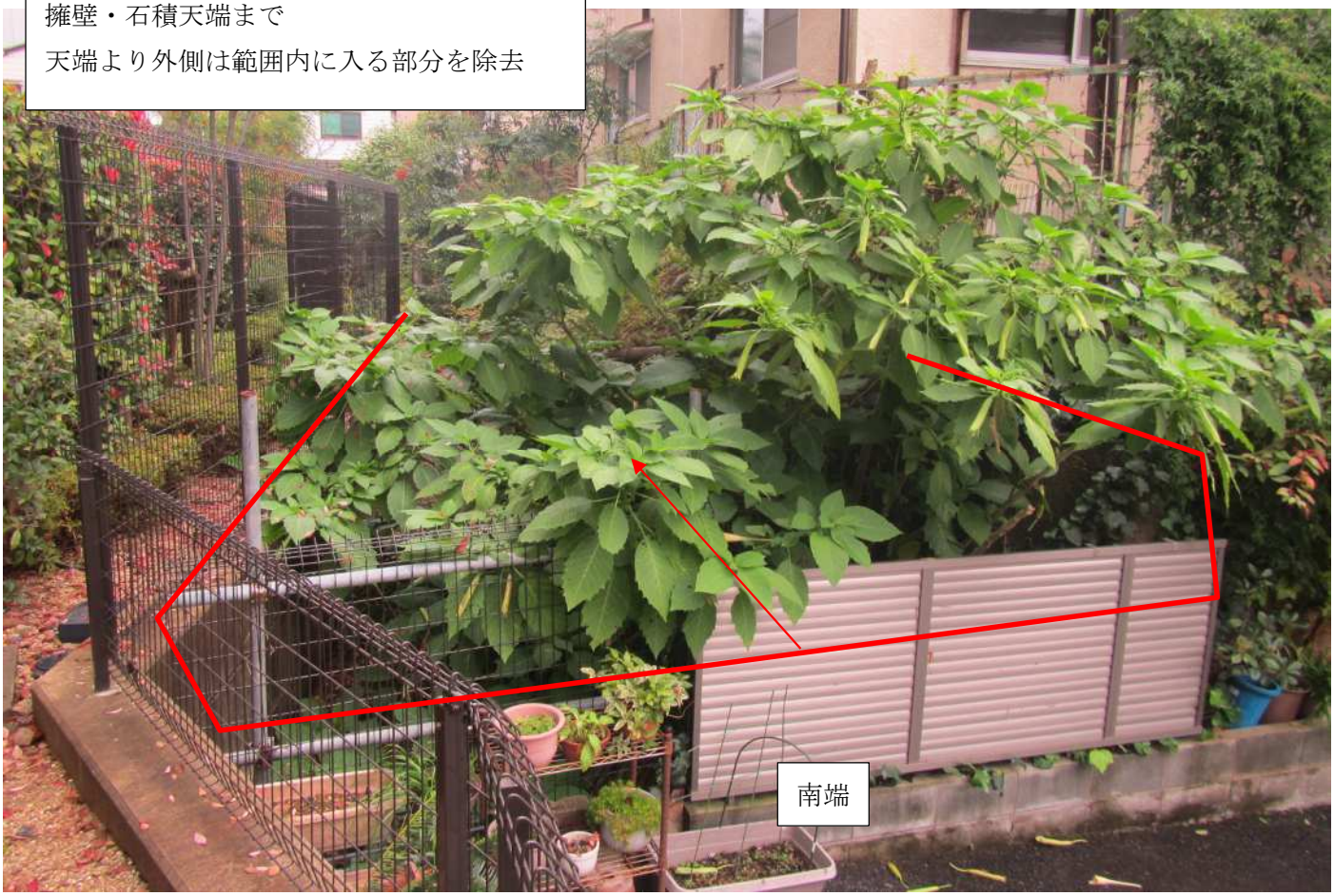
山科区竹鼻立原町



別紙２



除草・伐採（地際で切断）範囲
擁壁・石積天端まで
天端より外側は範囲内に入る部分を除去




マンション側に伸びる枝のみを剪定
伐採しない
除草・伐採（地際で切断）範囲
擁壁・石積天端まで
天端より外側は範囲内に入る部分を除去


現場及び作業箇所
水路浚渫→


↓階段部分プランターより西側を除草・伐採
水路浚渫


階段から西側除草範囲（プランターより東は石積天端まで）


土回収

